

令和2年神審第29号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人
指定海難関係人 b
職 名 B操縦者
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年6月17日05時05分

福井港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9トン	
全 長		3.30メートル
登 録 長	11.54メートル	
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	235キロワット	1キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配した、最大搭載人員が旅客12人及び船員2人のFRP製遊漁船で、操舵室前部右舷側に舵輪、その前方左舷側にレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター並びに右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.50メートル船尾0.87メートルの喫水をもって、平成30年6月17日04時55分福井港の係留地を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に正座した姿勢で操船に当たり、レーダー映像で船首方に支障となる他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと考え、05時00分福井南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から049度（真方位、以下同じ。）1.05海里の地点で、針路を278度に定め、機関を回転数毎分2,500にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、05時03分南防波堤灯台から003度1,480メートルの地点に達したとき、正船首930メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を東方に向けてほとんど移動しない

様子から錨泊中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然としてレーダー映像で船首方に支障となる他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったの
で、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、05時05分南防波堤灯台から332.5度1,820メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から82度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期で、視界は良好であった。

また、Bは、小型船舶として船舶検査を受ける必要がないミニボートと呼称されるFRP製モーターボートで、操縦に当たって小型船舶操縦免許を要せず、小型船舶操縦免許証の更新を行っていなかったことから失効中のb指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、友人及び家族の2人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段が講じられていないまま、船首尾とも0.1メートルの喫水をもって、同日03時35分福井県坂井市所在の汐見公園の西岸を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、釣り場に到着後、04時20分衝突地点付近で、水深約27メートルの海中に重さ約4キログラムのダンフォース型錨を投入し、同錨に長さ約2メートルのチェーンを介して接続した、直径9ミリメートル長さ60メートルの合成繊維製錨索を約57メートル伸出して船首部のクリートに係止して余りの錨索約3メートルを甲板上に束ねて置き、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示

することなく、船首を090度に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b指定海難関係人は、同乗者1人を船首部左舷側、もう1人の同乗者を船尾部右舷側に配し、自身は同部左舷側でそれぞれ腰を下ろしていずれも各舷方に向けて釣りを行っていたところ、05時00分右舷船首方に西行するAを初めて視認し、05時03分衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、同船が右舷船首8度930メートルのところとなり、その後Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せることなく接近することを認めたが、Aに対して注意喚起信号を行うことも、間近に接近しても、直ちに機関を起動して錨索の長さの範囲で移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けた。

こうして、b指定海難関係人は、05時04分右舷船首至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、立ち上がって両手を振って大声を発したものの、効なく、全員が海中に飛び込んだ後、Bは、船首が180度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に修理不要の擦過傷を生じ、Bは船体が船首部で前後に分断された。また、b指定海難関係人が右外傷性肘関節炎を負った。

(航法の適用)

本件は、福井港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用され、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務により律するのが相当

である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、福井港西方沖合において、釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、福井港西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船首方に支障となる他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年12月14日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲